平成２１年（フ）第２０１号
秋田市茨島２丁目８番30号
破産者　立建工業株式会社
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３号
山形市大字柏倉字塩辛田3746番２
破産者　有限会社丹治屋
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５６７号
東京都八王子市宮下町340番地の１
破産者　株式会社手嶋組
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６６５号
川崎市多摩区菅稲田堤１丁目２番36―304号、破産手続開始決定時の住所東京都調布市仙川町２丁目13番地33ガーデンヒルズ302
破産者　薬王寺友美（旧姓小谷）
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１４８６号
京都市中京区御池通河原町東入一之船入町537番地
破産者　株式会社シティ・デザイン
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８１２号
埼玉県入間市豊岡１丁目８番　１―1220号、前住所埼玉県入間市豊岡１丁目８番　１―1111号
破産者　大山　　喬
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１３９９号
京都市南区久世大築町203番地　市営住宅５棟306号
破産者　佐々木茂子
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１８号
京都市伏見区深草鈴塚町６番地１　鈴塚団地６棟14号
破産者　明石　克之
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第５５２号
山口県下松市生野屋西３丁目18番16号、破産手続開始決定時の住所広島市中区江波南２丁目12番10―509号
破産者　廣森　保彦
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８３号
広島市中区江波東２丁目１番20―103号　江波コーポ
破産者　藤井　　隆
1　決定年月日　平成22年６月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２号
青森県五所川原市字田町137番地２　コーポ田町205号
破産者　本間　知行
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
山形市嶋北２丁目12番58号
破産者　横山　仁士
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９号
富山県砺波市八十歩31番地
破産者　石附木材こと　石附　久義
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第６５３号
栃木県足利市福富町1842―１　ハーブアネックス201号、住民票上の住所愛媛県松山市住吉２丁目６番２号
破産者　岡﨑　倫子
1　決定年月日　平成22年６月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第７１８号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目18番14―702号
破産者　早船　順子（旧姓神田）
1　破産債権の届出期間　平成22年７月２日まで
2　一般調査期日　平成22年９月１日午前10時20分
平成22年６月２日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７７３４号
大阪市城東区蒲生４丁目21番12号
破産者　株式会社中野商会
1　破産債権の届出期間　平成22年７月14日まで
2　一般調査期日　平成22年９月13日午後３時30分
平成22年６月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０５号
愛媛県松山市久万ノ台414番地　シエロドラーゴ久万ノ台501号
破産者　西崎　好克
1　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
2　一般調査期日　平成22年８月26日午後２時40分
平成22年６月３日　　松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１２３４号
大阪府守口市大日町２丁目１番47号
破産者　新世住宅株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年７月20日まで
2　一般調査期日　平成22年９月16日午後２時
平成22年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部